

令和2年12月21日

市内飲食事業者に最大20万円を支援します！！

習志野市飲食店緊急対策支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、令和2年12月17日に千葉県から発出された協力要請により大きな影響を受ける市内飲食事業者に対し、空気清浄機やサーキュレーターなど、感染防止対策を目的に導入した設備等の購入に係る経費を支援します。

事業者の負担軽減と、市民が安心して利用できる環境づくりを図ります。

【主な対象経費】令和2年10月1日から令和3年2月28日までに購入した下記経費

感染症対策用備品の購入費用	間仕切り・サーキュレーター・空気清浄機・非接触型体温計・サーモグラフィカメラ・フロアマーカ―・換気扇・非接触ドアオープナー・非接触蛇口・非接触ソープディスペンサー・非接触消毒液ディスペンサー・足踏み式消毒液スタンド・セルフレジ・自動券売機
宅配・テイクアウト・キャッシュレス化実施に係る費用	バイク・自転車の購入費用、宅配サービスの利用・キャッシュレス決済導入に係る初期費用
その他感染症対策費	その他感染防止に有効と市長が認めた対策経費

※消耗品費、及び購入に係る消費税、特別消費税、送料、設置費は対象外となります。

※1事業者につき申請は1回限りとなります。

【給付額】対象経費に3を乗じた額 <最大20万円>

(例) 対象経費 6万円の場合・・・給付額18万円

対象経費12万円の場合・・・給付額20万円

※12月25日(金)より申請受付を開始します。

問合せ先

協働経済部 産業振興課

担当：平野 誠一(課長)

電話：047-453-7395